

一九六二年六月二十七日(第十日)

一 開議の時刻(自午前時三十分 至午後三時二十五分)

二 出席議員の通リである。

議席代	名	議席代	名
一番	仲村春心	九番	米須清祐
二番	佐喜真博祐	十番	仲本正重
三番	中山勝豊	十一番	中里幸助
四番	安里良朝	十二番	松本利宣
五番	崎向健一	十三番	山本朝徳
六番	知花云六	十四番	天久盛雄

三 欠席議員の通リである。

一 一番 花成清道

四 本町村自治法第六十二条の規定により、會議事序説明を
出席し、口答の通リである。

村長 仲村春勝 助役 吳屋真徳 次役 仲村春松

経済課長 澤山幸一 財政課長 當山全三

建設課長 桑江良徳 水道課長 奥里將俊

五 本會議議の書記は、次の通りである。
書記長 松村正義 書記 並屋敬 伊佐正義

六 議事日程は、次の通りである。
日程第一 議案第一号

一九六二年年度立行渡村大へ出するトク

七 會議の顛末

議長	出席一ニ名でありました。 議會は成之致しませんでした。 只今より開會致しませう。
議長	(十時三十分)
議長	日様第一議案第十ニ号一五六ニ号及立行湯村歳入歳出ニ号并にその議題と致しませう。
	本案件は議案の性質が段階的であつて断続的審議に なつておりましたので、引き続き質疑を續けませう。
一六 番	屠場を改築する場合は維持費が如何と申さうか、三五 千の減に可くする理由は。
財政課長	維持費項目を自ら見れば、通便用は三三〇〇が人件費で あつて、年々少くはなつて来て、大修理費が二五〇〇に、改 築にせしめれば、少くとも、五、六千の減に可くする。
一五 番	光熱費は三三〇、五十年の増に可くおりましたか、その 理由はどうか。 又監視人検査官の報償の内訳はつ て説明願ひませう。
財政課長	監視人の手当が三十九の十二ヶ月分でありませう。 検査 官の年一五十年でありませう。
八 番	検査官の公務員をとりよせ、支給する根拠はどうか。 説明願ひませう。
財政課長	これは報償的であつて、ありません。
八 番	報償的でもうと申すに、理由は如何に申さうか。
財政課長	衛生面の指導助言の補助金も、当然の事だ と、思つておられます。

経済課長	区長がうり申しが入りがあって汁上げてタリヨナ
一七 香	村長が施政方針の中で産業振興を計るに果樹栽培を計るとあるが、ニシキ等が関連はつきり
	又アフリカマイスイの対策費が四百円計上されてありましたがアフリカマイスイは今年多く収穫した様子がありヨナ
	四百ドルで可成りどら
経済課長	果樹はついでに將來性があるもので、だが、村にいろいろかたはなやまが問題で、果樹は相場の羊を西せすうで今冬は生まなにかの味はうら、バナナ位かうかります
	が、おれはつらつと、暴れ林を西せすうで、これを進めて
	さ、苗圃はせつう件が今年も同くあわせて、あまぐんを利用して、冬家庭に配布して、とらつてのりヨナ
	○マリアのマイスイの件はつと、病害発生には爆発的の発生
	生金がたりますうら、四百円の備蓄購入費であり
	アフリカマイスイはつと、曲者林を戻すも、どのにも出まわ
	と、その理由は、冬多量の葉を、原野にのくれて、どう
	にも出まわらと、今年度も口羊三回う運初を
	持つ、防除は、サリセリと思つてのりヨナ
一三 香	サイレ、その神助はつと、磨砕機が、ニシキ等もセれて
	かります、が、規定を代きて、神助の対策は、口と、之れが
	ニシキ、口、一〇〇位購入出来ロツク、どら
経済課長	農協のサイレ、今冬は、候つかうが、大粒を不便
	で、あまぐん、小粒を、購入して、とらつて、今年度口申請され

宜野湾村役所

一 三 番	<p>ハ、ロロノ農家にフツ、本所村と農協がこれにフリ 出、ロロノが農協とクタイアツプにフツ説明積リます ハ、ロロノを上げさせるには、その基礎がロリれが出来ロリ と思う、作物の変更、又出所の対策、農協の云々 ハ、ロロノ農家と云ふことは、具体的に云うては、ロロノ であらう、肉牛が必需要であると思ふが、村が初を神助 する、農協のうらや相談がけが、云々云々と思ふ カと思ふ、又村の共進会の場合も肉牛が対象にふ リます、フツ、</p>
二 三 番	<p>ハ、ロロノ農家と云ふことは、具体的に云うては、ロロノ であらう、肉牛が必需要であると思ふが、村が初を神助 する、農協のうらや相談がけが、云々云々と思ふ カと思ふ、又村の共進会の場合も肉牛が対象にふ リます、フツ、</p>
三 三 番	<p>ハ、ロロノ農家と云ふことは、具体的に云うては、ロロノ であらう、肉牛が必需要であると思ふが、村が初を神助 する、農協のうらや相談がけが、云々云々と思ふ カと思ふ、又村の共進会の場合も肉牛が対象にふ リます、フツ、</p>
四 三 番	<p>ハ、ロロノ農家と云ふことは、具体的に云うては、ロロノ であらう、肉牛が必需要であると思ふが、村が初を神助 する、農協のうらや相談がけが、云々云々と思ふ カと思ふ、又村の共進会の場合も肉牛が対象にふ リます、フツ、</p>
五 三 番	<p>ハ、ロロノ農家と云ふことは、具体的に云うては、ロロノ であらう、肉牛が必需要であると思ふが、村が初を神助 する、農協のうらや相談がけが、云々云々と思ふ カと思ふ、又村の共進会の場合も肉牛が対象にふ リます、フツ、</p>
六 三 番	<p>ハ、ロロノ農家と云ふことは、具体的に云うては、ロロノ であらう、肉牛が必需要であると思ふが、村が初を神助 する、農協のうらや相談がけが、云々云々と思ふ カと思ふ、又村の共進会の場合も肉牛が対象にふ リます、フツ、</p>
七 三 番	<p>ハ、ロロノ農家と云ふことは、具体的に云うては、ロロノ であらう、肉牛が必需要であると思ふが、村が初を神助 する、農協のうらや相談がけが、云々云々と思ふ カと思ふ、又村の共進会の場合も肉牛が対象にふ リます、フツ、</p>
八 三 番	<p>ハ、ロロノ農家と云ふことは、具体的に云うては、ロロノ であらう、肉牛が必需要であると思ふが、村が初を神助 する、農協のうらや相談がけが、云々云々と思ふ カと思ふ、又村の共進会の場合も肉牛が対象にふ リます、フツ、</p>
九 三 番	<p>ハ、ロロノ農家と云ふことは、具体的に云うては、ロロノ であらう、肉牛が必需要であると思ふが、村が初を神助 する、農協のうらや相談がけが、云々云々と思ふ カと思ふ、又村の共進会の場合も肉牛が対象にふ リます、フツ、</p>
十 三 番	<p>ハ、ロロノ農家と云ふことは、具体的に云うては、ロロノ であらう、肉牛が必需要であると思ふが、村が初を神助 する、農協のうらや相談がけが、云々云々と思ふ カと思ふ、又村の共進会の場合も肉牛が対象にふ リます、フツ、</p>
十一 三 番	<p>ハ、ロロノ農家と云ふことは、具体的に云うては、ロロノ であらう、肉牛が必需要であると思ふが、村が初を神助 する、農協のうらや相談がけが、云々云々と思ふ カと思ふ、又村の共進会の場合も肉牛が対象にふ リます、フツ、</p>
十二 三 番	<p>ハ、ロロノ農家と云ふことは、具体的に云うては、ロロノ であらう、肉牛が必需要であると思ふが、村が初を神助 する、農協のうらや相談がけが、云々云々と思ふ カと思ふ、又村の共進会の場合も肉牛が対象にふ リます、フツ、</p>
十三 三 番	<p>ハ、ロロノ農家と云ふことは、具体的に云うては、ロロノ であらう、肉牛が必需要であると思ふが、村が初を神助 する、農協のうらや相談がけが、云々云々と思ふ カと思ふ、又村の共進会の場合も肉牛が対象にふ リます、フツ、</p>

一三番	ビニール栽培と早期栽培に付くは技術を要すると思はれ、普及の指導が必要だが、この計算で可成り便宜か。
経済課長	三ヶ月前止とあるが一期作の苗代を主としてありませ
	二期作の場合 十二月始りから蒔き一ヶ月で口老苗に なつてしまつて結果的におもしろくはなつて、早期栽培 は口不可能なやうな事
一番	ビニールを使用すれば二月でも問題はなく、その経費も さうのがらうなもので、可成りと思つておりました 三十三分の補助金に付く、高工合で事業を遂行しては 可成りですが、ニヤロ村一月と一ヶ月の高工合で あつたかどうか。
経済課長	名林は普天同高工合と口つておりました、高工合と しては村一月と一ヶ月の呼びかけを要する事
一六番	ビニール栽培は関連して、この補助は五月十日未と口 すおるが、この冬から使用させると云ふ意味におつて 申請年月口を變更して十二月頃に口出来ぬかどうか
一八番	ニヤロ村長が認めて蒔きで口つておりました 必要の対策費に付く、沖渡の現状をいへど、どう云ふことが 来るか、ゆかりの口が、この類で可成り便宜か
経済課長	年度内に完全口と口つて、やがて限りが口つて 類であるニヤロのマネギ、種を確保する事
一七番	地に付く口は、二更でも出来ると思つておりました 全政の補助に付く、この前年年度の口、何グループ、何増えるか

宜野湾村役所

